

帝京科学大学受託研究員規程

(目 的)

第1条 この制度は、民間会社等の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）を受入れ、本学において大学院で行う程度の研究の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的とする。

(受入れ)

第2条 前条の目的を達成するため、民間会社等の委託に応じ、現職技術者等を受託研究員として受入れることができる。

(資 格)

第3条 受託研究員として受入れることができる者は、現職技術者等であって、大学の学部を卒業した者又は本学学長（以下「学長」という。）がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請、許可)

第4条 受託研究員の申請は、民間会社等の長の申請書（別紙様式1）に受託研究員を希望する者の履歴書を添えて申請するものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき本学研究推進委員会に諮り、これを許可するものとする。

(研究期間)

第5条 受託研究員の研究期間は1年以内とする。

2 研究の継続の必要があると認められたときは、翌年度において、更に受入れを許可することができる。

(研究方法)

第6条 学長は、受託研究員の希望する研究事項を考慮してその指導教員を定め研究の指導を行うものとする。

(証明書の交付)

第7条 学長は研究期間が終了したときは、本学において受託研究員として研究に従事したことを証する証明書（別紙様式2）を交付するものとする。

(研究料)

第8条 受託研究員として受入れの許可を与えられた者は、ただちに別表1に定める研究料を本学会計課に納入しなければならない。

(研究費)

第9条 受託研究員の研究費は、別表2に定める額とする。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第285号 平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第241号 平成31年4月3日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（帝京科総第77号 令和4年3月10日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式 1

受託研究員申請書

帝京科学大学長 殿

民間会社等の長氏名

印

下記により貴学の受託研究員として委託いたしたく申請
いたします。

記

- | | |
|-----------|------|
| 1. 研究員 | 氏 名 |
| | 所属部課 |
| | 最終学歴 |
| 2. 研究題目 | |
| 3. 希望研究期間 | |

別紙様式 2

証 明 書

(嘱託研究員氏名) 殿

貴殿は本学〇〇学部〇〇〇〇学科において
令和 年 月 日より令和 年 月 日の間、
受託研究員として研究に従事されたことを
証します。

令和 年 月 日

帝京科学大学

学長(氏名)

Ⓔ

別表 1

研究料の額（消費税相当額を含む）

研 究 期 間	1 年以内	6 ヶ月以内	3 ヶ月以内
研 究 料	3 4 6, 0 8 0 円	1 7 3, 0 4 0 円	8 6, 5 2 0 円

別表 2

研究費の額

研 究 期 間	1 年以内	6 ヶ月以内	3 ヶ月以内
研 究 費	2 8 8, 0 0 0 円	1 4 4, 0 0 0 円	7 2, 0 0 0 円